

事務連絡
令和5年2月10日

各府省庁担当課室 各位

内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長

「マスク着用の考え方の見直し等について」を踏まえた
業種別ガイドラインの見直しについて（依頼）

業種別ガイドラインにつきましては、これまでも感染拡大防止と社会経済活動の両立を図るため、各業界において、有識者や関係省庁の助言等を踏まえ、業界ごとに適切な感染防止策を自主的に取りまとめ、適宜見直されてきているところです。

令和5年2月10日に新型コロナウイルス感染症対策本部決定「マスク着用の考え方の見直し等について」及び基本的対処方針の変更により、下記の方針が示されました。

- 着用は個人の判断に委ねることを基本とし、政府は各個人のマスクの着用の判断に資するよう、感染防止対策としてマスクの着用が効果的である場面などを示し、一定の場合にはマスクの着用を推奨する。
- マスクの着用は個人の判断に委ねられるものであるが、事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めるることは許容される。
- このマスク着用の考え方の見直しは、円滑な移行を図る観点から、国民への周知期間や各業界団体及び事業者の準備期間等も考慮し、3月13日から、学校におけるマスク着用の考え方の見直しは4月1日から適用することとし、それまでの間はこれまでの考え方へ沿った対応をお願いする。
- 各業界団体においては、「業種別ガイドライン」の見直しを行い、現場や利用者へ周知する。

これらを踏まえ、当室より業種別ガイドラインの見直しのポイントを下記の通り提示しますので、これを基に、関係府省庁においては、所管団体に対し、マスク着用の考え方の見直しの適用日（3月13日）までに、業種別ガイドラインの見直し及び現場や利用者への周知を促進するようお願いします。また、各業種別ガイドラインの見直しの内容については、見直しが完了したものから順次内閣官房コロナ室あて報告をお願いします。

「マスク着用の考え方の見直し等について」を踏まえた、業種別ガイドラインの見直しのポイント

- マスクの着用については、重症化リスクの高い人等に感染させない配慮は継続しながら、個人の判断に委ねることを基本とすることや、本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、個人の主体的な判断が尊重されることを踏まえ、事業者から利用者や従業員に対して、必ずしもマスクの着用を呼びかける必要はない。
 - マスクの着用は個人の判断に委ねられるものであるが、事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めるることは許容される。例えば、
 - 感染対策上又は事業上の必要がある場合に、従業員に対し、マスクの着用を求めること、
 - 客層や施設内の環境、感染状況等を踏まえ、顧客に対し、マスクの着用を求めること、
 - マスク見直し時期をまたぐ一連の催物において、混乱回避のため従前のマスク着用を求める事、
- 等が考えられる。

※各業界における業種別ガイドラインの見直しのための参考として内閣官房が公表している参考資料「業種別ガイドラインの見直しのポイント」についても、上記内容を反映し、更新しています。（別添）

※「マスクの着用の考え方の見直し等について」（令和5年2月10日、新型コロナウイルス感染症対策本部決定）において、令和5年5月8日に予定されている新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染症法上の位置づけが変更された以降の業種別ガイドラインの取扱いについて、下記の通り示されています。

- 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）上の位置づけが変更された以降は、基本的対処方針及び「業種別ガイドライン」は廃止となり、個人及び事業者は自主的な感染対策に取り組むこととなる。政府は、感染症法上の位置づけ変更後も、自主的な感染対策について必要となる情報提供を行うなど、個人及び事業者の取組みを支援していく。